

平成29年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	5
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表-1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表-2 測定方法等一覧（公共用水域）	14
別表-3 地下水の測定地点一覧	16
別表-4 測定方法等一覧（地下水）	26
図1 河川調査地点図	27
図2 湖沼調査地点図	28
図3 地下水調査地点図	31

平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 測定期間

測定期間は、平成29年4月から平成30年3月までとする。

2 測定機関

測定機関は、栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

測定地点は、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、その水域を代表する環境基準点^{*1}とする。ただし、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて補助地点を定める。（図1のとおり）

※1 環境基準の維持達成状況を把握するための地点。類型が当てはめられた水域ごとに1地点以上設置

測定地点数の概要は、次のとおりである。

測定機関 水系	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	17 (13)	—	3 (2)	19 (15)
鬼怒川水系	12 (9)	11 (4)	7 (4)	30 (17)
小貝川水系	7 (3)	—	1 (1)	8 (4)
渡良瀬川水系	25 (21)	10 (0)	9 (7)	44 (27)
その他の水系	4 (2)	—	—	4 (2)
合計	65 (48)	21 (4)	20 (14)	106 (66)

※ () 内は環境基準点内数

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。（詳細は別表－1（河川）のとおり）

測定項目は、生活環境項目は全調査地点で、健康項目は全環境基準点で測定し、特殊項目等は生活排水の状況や工場・事業場の立地状況、過去の検出状況等を勘案して、必要な項目を選択し測定する。

測定頻度は、生活環境項目は毎月とし、健康項目A、特殊項目及びその他の項目は、年2回とし、豊水期（概ね5月～8月）と渇水期（概ね12月～3月）に調査する。

健康項目のうち、検出される可能性が極めて小さい項目（健康項目B及びC）及び要監視項目は、年1回調査とする。そのうち、農薬（健康項目C）は、使用時期となる春から夏に調査する。

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{*1} 、ノニルフェノール ^{*1} 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS） ^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目	毎月
健康項目A	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム ^ひ 、砒素、総水銀、アルキル水銀 ^{*2} 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン ※2 総水銀が検出された場合に測定	年2回
健康項目B	ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン	年1回
健康項目C	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	年1回
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回
要監視項目	クロロホルム、p-ジクロロベンゼン、チオリン酸o-エチル-o-(4-ニトロフェニル)フェニルエステル（EPN）、トルエン、キシレン、ニッケル、アンチモン、全マンガン、クロロホルム ^{*1} 、フェノール ^{*1} 、ホルムアルデヒド ^{*1} 、4-t-オクチルフェノール ^{*1} 、アニリン ^{*1} 、2,4-ジクロロフェノール ^{*1} ※1 水生生物の保全に係る項目	年1回
その他の項目	アンモニア性窒素、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジェオスミン	年2回

4 湖沼調査

(1) 測定地点

測定地点は、湖沼の水質を代表する環境基準点（湖心^{*3}）とする。ただし、当該湖沼の規模・汚濁源等の特性に応じて補助地点を定める。（図2のとおり）

※3 湖盆の中心

測定地点数の概要は、次のとおりである。

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13 (3) (4湖沼)	5 (3) (5湖沼)	18 (6) (9湖沼)

※ () 内は環境基準点内数

特に水質保全対策が必要とされる湯ノ湖と中禅寺湖については、補助地点を複数設定することとし、その調査深度は、次のとおりとする。

湖沼名	調査地点	調査深度 (m)					
湯ノ湖	St. 5 (湖心)	表層	3	6	9		
	St. 1～4、6、8	表層					
中禅寺湖	St. 6 (湖心)	表層	5	10	20	50	150
	St. 1、4、7	表層					

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。（詳細は別表－1（湖沼）のとおり）

測定項目は、生活環境項目は全調査地点で、健康項目及びその他の項目は生活排水の状況や工場・事業場の立地状況、過去の検出状況等を勘案して、必要な項目を選択し測定する。

測定頻度は、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は冬期を除く年8回とし、人工湖は年4回とする。生活環境項目及びその他の項目は毎回実施する。健康項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は毎回測定し、その他の健康項目は年2回とする。

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{※1} 、ノニルフェノール ^{※1} 、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) ^{※1} 、底層DO ^{※1} ※1 水生生物の保全に係る項目	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒 ^ひ 素、総水銀、アルキル水銀 ^{※2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン ※2 総水銀が検出された場合に測定	年2回
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

5 水道水源調査

(1) 測定地点

測定地点は、主要な上水道水源のある水域における6地点とする。

測定地点数の概要は、次のとおりである。

水系 \ 測定機関	栃木県	国土交通省	合計
鬼怒川水系	1	—	1
渡良瀬川水系	1	1	2
湖沼	1	—	1
合計	3	1	4

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。(詳細は別表-1のとおり)

測定項目は、トリハロメタン生成能とする。測定頻度は、年4回とし、検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回調査する。

6 測定方法

測定方法は、別表-2のとおりとする。

第3 地下水

1 測定期間

平成29年5月から平成30年3月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内を5kmまたは10kmメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において、未調査の井戸を優先して地点を選定する。

測定地点の概要は、次のとおりである。(詳細は別表-3のとおり)

測定項目	測定機関	栃木県	宇都宮市	計
健康項目A		123	16	139
健康項目B		64 (123の内数)	16 (16の内数)	80

※ 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。

【健康項目A】 健康項目B以外の健康項目

【健康項目B】 全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目
測定頻度は、年1回とし、実施時期は豊水期(概ね6~7月)とする。

ただし、健康項目Bは、調査頻度を2~3年に1回まで減じることができる。

測定項目		測定頻度
健康項目 A	カドミウム、鉛、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	年1回
健康項目 B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、塩化ビニルモノマー、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	年1回

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のために、環境基準値の超過が確認された地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準値以下となった汚染地区については地下水汚染地区再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を渇水期（概ね11～2月）に実施し、調査したすべての井戸において環境基準値以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。

(1) 測定地点

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の汚染地区においては、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染地区については、代表的な地点の1地点を基本として定める。

測定地点の概要は、次のとおりである。（詳細は別表-3のとおり）

測定項目	測定機関		
	栃木県	宇都宮市	計
鉛、六価クロム、 ^ひ 砒素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	83 (32)	18 (6)	101 (38)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	77 (68)	5 (1)	82 (69)
合計	183(107)		

※ 継続監視調査の地点数の欄の（ ）内は地区数。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」は栃木県分として計上）

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、次のとおりとする。

測定項目は、各汚染地区の環境基準値超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区の場合は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

測定頻度は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の項目については、年2回とし、実施時期は豊水期（概ね6～8月）及び渇水期（概ね11～1月）とする。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、年1回、豊水期（概ね6～8月）とする。

測定項目	測定頻度
鉛、六価クロム、砒素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素のうち該当する項目	年2回
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回

5 測定方法

測定方法は、別表-4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表一2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法
	SS	同上	1	環境基準告示付表9に掲げる方法
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	大腸菌群数	同上	—	最確数による定量法
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法
	全りん	同上	0.003	規格K0102の46.3に定める方法
	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法
	ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	同上	0.0006	環境基準告示付表12に掲げる方法
	底層DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は環境基準告示付表13に掲げる方法
健康項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
	六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法
	砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
	硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
	亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
	ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
	ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	昭和49年9月30日付環境庁告示第64号付表4に掲げる方法	
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1に定める方法	
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法	
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法	
要監視項目	健康項目	クロロホルム	(0.06)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
		トルエン	(0.6)	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		キシレン	(0.4)	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		ニッケル	—	0.001	規格K0102の59.3に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法
		アンチモン	(0.02)	0.002	規格K0102の62.2に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表6に掲げる方法
	水生生物項目	全マンガン	(0.2)	0.02	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
		クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
		ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
		4-tert-オクチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
		アニリン	(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法
		2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法VI-2 10に掲げる方法	
	塩化物イオン	—	1	規格K0102の35.3に定める方法	
	硫酸イオン	—	2	規格K0102の41.3に定める方法	
	MBAS	—	0.05	規格30に定める方法	
	全硬度	—	0.5	日本工業規格K0101の15.1に定める方法	
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法	
	ジオスミン	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法	
	りん酸イオン	—	0.003	規格K0102の46.1に定める方法	
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法VI-4 27に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法	
	プランクトン	—	—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法	
トリハロメタン生成能		—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	

(注) 1 測定方法は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環境庁告示第59号)の定めに従い、報告下限値は「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月環水企第92号)の定めに従う。

2 表中の用語は下記のとおりである。

- ① 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
- ② 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
- ③ 環境庁告示第64号：昭和49年9月環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」
- ④ 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
- ⑤ 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
- ⑥ 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表-3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
1	宇都宮市	飯山町地内	18-44	宇都宮市
2		宮山田町地内	18-46	〃
3		上小倉町地内	19-48	〃
4		福岡町地内	24-63	〃
5		上横倉町地内	24-64	〃
6		下金井町地内	24-65	〃
7		逆面町地内	25-66	〃
8		下田原町地内	25-67	〃
9		宝木町地内	30-83	〃
10		江曾島町地内	30-84	〃
11		岩曾町地内	31-85	〃
12		平松本町地内	31-86	〃
13		野高谷町地内	31-87	〃
14		上籠谷町地内	31-88	〃
15		五代地内	36-103	〃
16		西刑部町地内	37-105	〃
17	足利市	松田町地内	40-116	栃木県
18		板倉町地内	40-127	〃
19		菅田町地内	40-128	〃
20		南大町地内	45-137	〃
21		八栢町地内	45-138	〃
22		小曾根町地内	45-146	〃
23	栃木市	柏倉町地内	42-120	〃
24		川原田町地内	42-121	〃
25		志鳥町地内	42-131	〃
26		沼和田町地内	42-132	〃
27		西方町本郷地内	35-100	〃
28		大平町西山田地内	47-141	〃
29		大平町真弓地内	47-142	〃
30		藤岡町藤岡地内	49-152	〃
31		藤岡町大前地内	47-149	〃
32		佐野市	柿平町地内	34-96
33	梅園町地内		41-118	〃
34	鉢木町地内		41-119	〃
35	戸奈良町地内		41-129	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュ No.	測定機関
36	佐野市	栃本町地内	41-130	栃木県
37		並木町地内	46-139	〃
38		菰川町地内	46-140	〃
39		高橋町地内	46-147	〃
40		馬門町地内	46-148	〃
41		鹿沼市	草久地内	22-58
42	板荷地内		23-59	〃
43	下久我地内		29-78	〃
44	深岩地内		29-79	〃
45	酒野谷地内		29-80	〃
46	千渡地内		30-81	〃
47	茂呂地内		30-82	〃
48	下永野地内		34-97	〃
49	北半田地内		35-99	〃
50	池ノ森地内		36-101	〃
51	日光市	鬼怒川温泉大原地内	10-24	〃
52		稲荷町地内	16-39	〃
53		和泉地内	17-40	〃
54		轟地内	17-41	〃
55		大沢町地内	17-42	〃
56		板橋地内	23-60	〃
57		小倉地内	23-61	〃
58		猪倉地内	24-62	〃
59	小山市	飯塚地内	43-133	〃
60		寒川地内	47-150	〃
61		若木町地内	48-143	〃
62		出井地内	48-144	〃
63		神鳥谷地内	48-151	〃
64		東野田地内	50-154	〃
65		真岡市	上鷲宮地内	37-107
66	上高間木1丁目地内		37-108	〃
67	原町地内		38-109	〃
68	西田井地内		38-110	〃
69	南高岡地内		38-126	〃
70	寺内地内		44-125	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
71	真岡市	阿部品地内	<u>44-136</u>	栃木県
72	大田原市	乙連沢地内	<u>6-16</u>	〃
73		中田原地内	6-17	〃
74		羽田地内	6-18	〃
75		花園地内	<u>13-31</u>	〃
76		黒羽向町地内	<u>6-19</u>	〃
77		中野内地内	<u>7-20</u>	〃
78		川上地内	7-21	〃
79		平沢地内	12-29	〃
80		湯津上地内	13-33	〃
81		佐良土地内	<u>13-34</u>	〃
82		藤沢地内	13-32	〃
83		亀久地内	<u>14-35</u>	〃
84		須賀川地内	14-37	〃
85		矢板市	上伊佐野地内	5-13
86	下太田地内		<u>12-27</u>	〃
87	山苗代地内		12-28	〃
88	那須塩原市	下厚崎地内	3-7	〃
89		越堀地内	<u>3-9</u>	〃
90		高阿津地内	<u>5-12</u>	〃
91		井口地内	5-14	〃
92		二区町地内	<u>5-15</u>	〃
93	さくら市	上河戸地内	<u>12-30</u>	〃
94		松島地内	19-49	〃
95		松山新田地内	<u>19-50</u>	〃
96		金枝地内	<u>20-51</u>	〃
97		葛城地内	20-52	〃
98		氏家地内	25-68	〃
99	那須烏山市	下川井地内	<u>20-54</u>	〃
100		鴻野山地内	<u>26-70</u>	〃
101		南大和久地内	26-72	〃
102		曲田地内	<u>26-73</u>	〃
103		初音地内	<u>27-74</u>	〃
104		下境地内	27-75	〃
105		大木須地内	27-76	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
106	下野市	文教地内	<u>36-104</u>	栃木県
107		薬師寺地内	43-123	〃
108		柴地内	<u>43-134</u>	〃
109		別当河原地内	44-135	〃
110	上三川町	上郷地内	37-106	〃
111		上三川地内	<u>44-124</u>	〃
112	益子町	七井地内	38-111	〃
113		前沢地内	<u>38-112</u>	〃
114	茂木町	所草地内	<u>33-93</u>	〃
115		飯野地内	33-94	〃
116		木幡地内	<u>39-113</u>	〃
117		深沢地内	39-114	〃
118	市貝町	杉山地内	32-91	〃
119		市塙地内	<u>32-92</u>	〃
120	芳賀町	芳志戸地内	<u>32-89</u>	〃
121		下延生地内	32-90	〃
122	壬生町	上稲葉地内	36-102	〃
123		表町地内	<u>43-122</u>	〃
124	野木町	南赤塚地内	49-153	〃
125	塩谷町	喜佐見地内	<u>11-26</u>	〃
126		佐貫地内	<u>18-43</u>	〃
127		上平地内	18-45	〃
128	高根沢町	宝積寺地内	<u>25-69</u>	〃
129		伏久地内	26-71	〃
130	那須町	高久丙地内	<u>1-1</u>	〃
131		豊原丙地内	1-2	〃
132		高久甲地内	<u>3-6</u>	〃
133		寺子乙地内	3-8	〃
134		芦野地内	<u>4-10</u>	〃
135		簗沢地内	4-11	〃
136		那珂川町	小砂地内	14-36
137	片平地内		20-53	〃
138	馬頭地内		<u>21-55</u>	〃
139	松野地内		21-56	〃

(注)

- 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査。下線のない地区は健康項目Aのみ調査
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおり

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3 (3)	11	〃
7	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	10	栃木県
8		羽刈町	砒素	3	98	〃
9		新宿町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	106	〃
10	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	4	〃
11		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	38	〃
12		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	45	〃
13		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
14		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	105	〃
15	佐野市	植野	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	66	〃
16		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	91	〃
17	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	27	〃
18		草久※	砒素	2	111	〃
19	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
20		東小来川	砒素	2	110	〃
21	小山市	城東・土塔・駅前・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	6	72	〃
22		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	99	〃
23		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	4	100	〃
24		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
25	真岡市	松山町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	1	〃
26		石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	13	〃
27		市街地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	9	16	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
28	真岡市	久下田	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	25	栃木県
29		鬼怒ヶ丘	<u>六価クロム</u>	2	95	〃
30	上三川町	上蒲生	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	18	〃
31	益子町	埜	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー・鉛・ほう素・ふっ素・砒素	5	102	〃
32	芳賀町	下高根沢	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	2	33	〃
33	壬生町	中央町	<u>ベンゼン</u> ・1,2-ジクロロエタン	2	109	〃
34	野木町	丸林	<u>PCE</u> ・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	56	〃
35		潤島	<u>TCE</u> ・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・塩化ビニルモノマー	3	76	〃
36	那須町	寺子乙	<u>ほう素</u>	2	83	〃
37		高久丙・高久甲※	<u>砒素</u>	2	101	〃
38		富岡	<u>砒素</u>	2	104	〃
地点数計				101 (18)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおり
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数
4 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区
5 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関	
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	2 (2)	16	宇都宮市	
2	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県	
3	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	2	7	〃	
4		藤岡町中根(2)	〃	2	73	〃	
5		藤岡町大前	〃	2	13	〃	
6		藤岡町藤岡(1)	〃	2	14	〃	
7		藤岡町藤岡(2)	〃	2	49	〃	
8		大平町富田	〃	1	51	〃	
9		曲ヶ島	〃	1	67	〃	
10		佐野市	赤見町	〃	1	52	〃
11			田沼町	〃	1	54	〃
12	宮下町		〃	1	57	〃	
13	伊勢山		〃	1	61	〃	
14	越名・高萩・高山		〃	1	78	〃	
15	富士町		〃	1	82	〃	
16	鹿沼市	白桑田	〃	1	17	〃	
17		南上野町	〃	1	27	〃	
18		上奈良部町	〃	1	47	〃	
19		宇都宮・鹿沼	〃	4 (2)	63	栃木県、 宇都宮市	
20		池ノ森	〃	1	77	栃木県	
21		下石川	〃	1	81	〃	
22	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃	
23		向野	〃	2	18	〃	
24		喜沢	〃	1	28	〃	
25		間々田・乙女	〃	1	29	〃	
26		栗宮	〃	1	44	〃	
27		城東・犬塚	〃	1	60	〃	
28		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	1	69	〃	
29		田間・塚崎・武井	〃	1	70	〃	
30		鉢形・東山田	〃	1	83	〃	
31		東野田・南和泉	〃	1	84	〃	
32		小山市梁北部	〃	1	85	〃	
33		駅南町・東城南・駅東通り	〃	1	88	〃	
34	真岡市	八木岡	〃	1	20	〃	
35		古山	〃	1	33	〃	
36		真岡・二宮地域	〃	1	76	〃	
37		宇都宮・真岡	〃	2 (1)	58	栃木県、 宇都宮市	
38		西大島	〃	1	68	栃木県	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
39	真岡市	西郷・下太田和※	〃	1	89	栃木県
40	大田原市	亀久	〃	1	42	〃
41	矢板市	石関	〃	1	43	〃
42		豊田	〃	1	64	〃
43	那須烏山市	野上	〃	1	39	〃
44		曲畑・八ヶ代※	〃	1	91	〃
45	下野市	小金井南部	〃	1	22	〃
46		仁良川(1)	〃	1	31	〃
47		仁良川(2)	〃	1	50	〃
48		大松山等	〃	1	65	〃
49		笹原等	〃	1	66	〃
50		上台・細谷	〃	1	71	〃
51		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	1	79	〃
52		川中子※	〃	1	93	〃
53	上三川町	上神主	〃	1	4	〃
54		坂上	〃	1	11	〃
55		西蓼沼	〃	1	59	〃
56	益子町	大沢	〃	1	12	〃
57		塙	〃	1	34	〃
58	茂木町	上菅又	〃	1	74	〃
59	芳賀町	稲毛田	〃	1	6	〃
60		東水沼	〃	1	87	〃
61		上稲毛田※	〃	1	90	〃
62	壬生町	国谷※	〃	1	92	〃
63	野木町	友沼・丸林	〃	1	45	〃
64		野木	〃	1	75	〃
65	那須町	豊原丙	〃	1	80	〃
66	那珂川町	和見	〃	1	23	〃
67		久那瀬	〃	2	24	〃
68		矢又	〃	1	55	〃
69		小口	〃	1	86	〃
地点数計				82 (5)		

- (注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおり
2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が分析を行う地点数
3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-2	34B002	不明	不明	②
7				34-3	34B003	10	浅	③
8				34-4	34B004	不明	不明	③
9				34-5	34B005	13	浅	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-3	11B003	4~5	浅	③
19	足利市	7	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
20				10-2	10B009	5	浅	③
21		8	羽刈町	98-1	98B001	7	浅	③
22				98-3	98B003	不明	浅	②、③
23				98-4	98B004	不明	浅	②、③
24		9	新宿町	106-1	106B001	6	浅	④
25	106-2			106B002	9	浅	②	
26	栃木市	10	大平町伯仲 他	4-3	04B003	不明	不明	②
27				4-2	04B402	40	深	②
28		11	城内	38-1	38B001	7	浅	②
29				38-2	38B002	5	浅	②
30		12	大平町西野田	45-1	45B003	不明	深	③
31				45-2	45B004	20	浅	②
32		13	藤岡町甲	97-1	97B001	不明	浅	②、③
33				97-2	97B002	7	浅	③
34		14	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
35				105-2	105B002	不明	不明	③
36	佐野市	15	植野	66-5	66B005	50	深	⑤
37				66-6	66B006	不明	不明	⑤
38		16	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
39				91-2	91B002	40	深	②
40	鹿沼市	17	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
41				27-2	27B027	8	浅	②
42		18	草久※	111-1	111B001	51	深	⑤
43				111-2	111B002	不明	不明	②
44	日光市	19	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
45		20	東小来川	110-1	110B001	7	浅	②
46				110-2	110B001	3	浅	②③
47	小山市	21	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
48				72-5	72B005	10~20	浅	②
49				72-7	72B007	浅	浅	③
50				72-8	72B008	4	浅	③
51				72-11	72B011	浅	浅	③
52				72-13	72B013	8	浅	③
53		22	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
54	99-3			99B003	3	浅	③	
55	小山市	23	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
56				100-2	100B002	10	浅	⑤
57				100-3	100B003	10	浅	⑤
58				100-4	100B004	100	深	②、③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
59	小山市	24	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
60				103-3	103B003	不明	不明	③
61	真岡市	25	松山町	1-13	01B013	100	深	④
62				1-2	01B026	120	深	④
63				1-3	01B003	深	深	④
64		26	石島	13-7	13B007	34	深	⑤
65				13-5	13B031	70	浅	③
66		27	市街地	16-1	16B020	30	浅	③
67				16-4	16B002	9	浅	③
68				16-6	16B006	30	浅	②
69				16-7	16B007	40	深	②
70				16-9	16B009	6	浅	②
71				16-10	16B014	30	浅	③
72				16-11	16B011	55	深	②
73				16-12	16B021	浅	浅	③
74				16-13	16B022	35	深	③
75		28	久下田	25-5	25B005	不明	深	③
76	25-2			25B006	3	浅	②	
77	29	鬼怒ヶ丘	95-1	95B003	34	深	⑤	
78			95-2	95B002	42	深	③	
79	上三川町	30	上蒲生	18-1	18B001	30～	深	④
80				18-2	18B002	30	浅	②
81	益子町	31	塙	102-1	102B001	10	浅	⑤
82				102-2	102B002	10	浅	⑤
83				102-3	102B003	5	浅	⑤
84				102-4	102B004	不明	不明	③
85				102-5	102B005	不明	不明	③
86	芳賀町	32	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤
87				33-2	33B002	35	深	②
88	壬生町	33	中央町	109-1	109B001	5～6	浅	⑤
89				109-2	109B002	5	浅	③
90	野木町	34	丸林	56-1	56B001	7～8	浅	③
91				56-2	56B002	5.5	浅	③
92				56-3	56B004	3	浅	③
93		35	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤
94				76-1	76B001	浅	浅	③
95				76-3	76B003	4.5	浅	②
96	那須町	36	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	③
97				83-2	83B102	0	浅	②
98		37	高久丙・高久甲※	101-1	101B001	60	深	⑤
99				101-3	101B003	9	浅	③
100		38	富岡	104-3	104B003	7	浅	不明
101				104-2	104B002	2	浅	③
102	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-3	16N003	不明	不明	②
103				N16-2	16N002	30	浅	②
104	足利市	2	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②
105	栃木市	3	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③
106				N7-2	07N002	12	浅	③
107		4	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5～6	浅	②
108				N73-2	73N002	不明	不明	③
109		5	藤岡町大前	N13-1	13N001	8	浅	②
110				N13-2	13N002	6	浅	⑤
111		6	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③
112				N14-2	14N002	6	浅	②
113		7	藤岡町藤岡(2)	N49-2	49N002	7	浅	③
114				N49-3	49N003	9	浅	②
115	8	大平町富田	N51-4	51N004	7	浅	③	
116	9	曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③	
117	佐野市	10	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③
118		11	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
119	佐野市	12	宮下町	N57-1	57N001	不明	不明	③
120		13	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③
121		14	越名・高萩・高山	N78-1	53N001	不明	浅	②
122		15	富士町	N82-3	82N003	不明	浅	③
123	鹿沼市	16	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②
124		17	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②
125		18	上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③
126		19	宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	②
127				N63-4	63N004	23	浅	②
128				N63-2	63N002	10	浅	②
129				N63-3	63N003	20	浅	②
130		20	池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②
131		21	下石川	N81-1	81N001	30	浅	②
132		小山市	22	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅
133	N2-3				02N003	5~6	浅	③
134	23		向野	N18-1	18N001	30	浅	②
135				N18-2	18N002	8	浅	③
136	24		喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③
137	25		間々田・乙女	N29-4	29N004	10	浅	③
138	26		栗宮	N44-2	44N002	10	浅	③
139	27		城東・犬塚	N60-1	60N001	10	浅	⑤
140	28		三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-3	69N003	3	浅	③
141	29		田間・塚崎・武井	N70-1	70N001	10	浅	③
142	30		鉢形・東山田	N83-1	83N001	不明	不明	③
143	31		東野田・南和泉	N84-1	84N001	不明	不明	②
144	32		梁北部	N85-1	85N001	30	浅	②
145	33	駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	③	
146	真岡市	34	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③
147		35	古山	N33-1	33N001	30	浅	②
148		36	真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	不明	不明
149		37	宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③
150				N58-2	19N001	不明	不明	③
151		38	西大島	N68-1	68N001	7	浅	②
152	39	西郷・下大田和※	N89-1	89N001	15	浅	③	
153	大田原市	40	龜久	N42-1	42N003	4	浅	③
154	矢板市	41	石関	N43-1	43N001	4	浅	③
155		42	豊田	N64-1	64N001	5	浅	③
156	那須烏山市	43	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤
157		44	曲畑・八ヶ代※	N91-1	91N001	5	浅	②
158	下野市	45	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③
159		46	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	③
160		47	仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③
161		48	大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②
162		49	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②
163		50	上台・細谷	N71-1	71N001	不明	不明	②
164		51	下野市柴南部	N79-1	79N001	不明	不明	③
165		52	川中子※	N93-1	93N001	7	浅	②
166	上三川町	53	上神主	N4-1	04N002	12	浅	③
167		54	坂上	N11-1	11N001	13	浅	②
168		55	西蓼沼	N59-3	59N003	不明	不明	③
169	益子町	56	大沢	N12-1	12N003	4~5	浅	不明
170		57	埜	N34-1	34N004	7	浅	②
171	茂木町	58	上菅又	N74-1	74N001	6	浅	②
172	芳賀町	59	稲毛田	N6-1	06N003	4	浅	②
173		60	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	③
174		61	上稲毛田※	N90-1	90N001	7	浅	②
175	壬生町	62	国谷※	N92-1	92N001	30	浅	③
176	野木町	63	友沼・丸林	N45-4	45N005	6	浅	⑤
177		64	野木	N75-1	75N001	浅	浅	③
178	那須町	65	豊原丙	N80-1	80N001	2~3	浅	③

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
179	那珂川町	66	和見	N23-3	23N003	9程度	浅	⑤
180		67	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
181				N24-2	24N002	12	浅	②
182		68	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③
183		69	小口	N86-1	86N001	10.8	浅	③

(注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。

2 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸

3 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区

別表-4 測定方法等一覧(地下水)

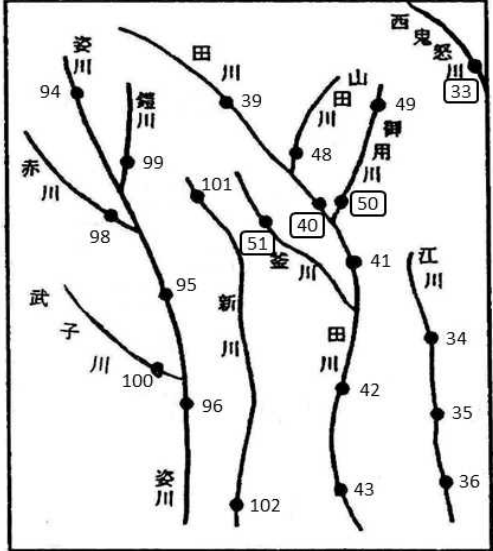
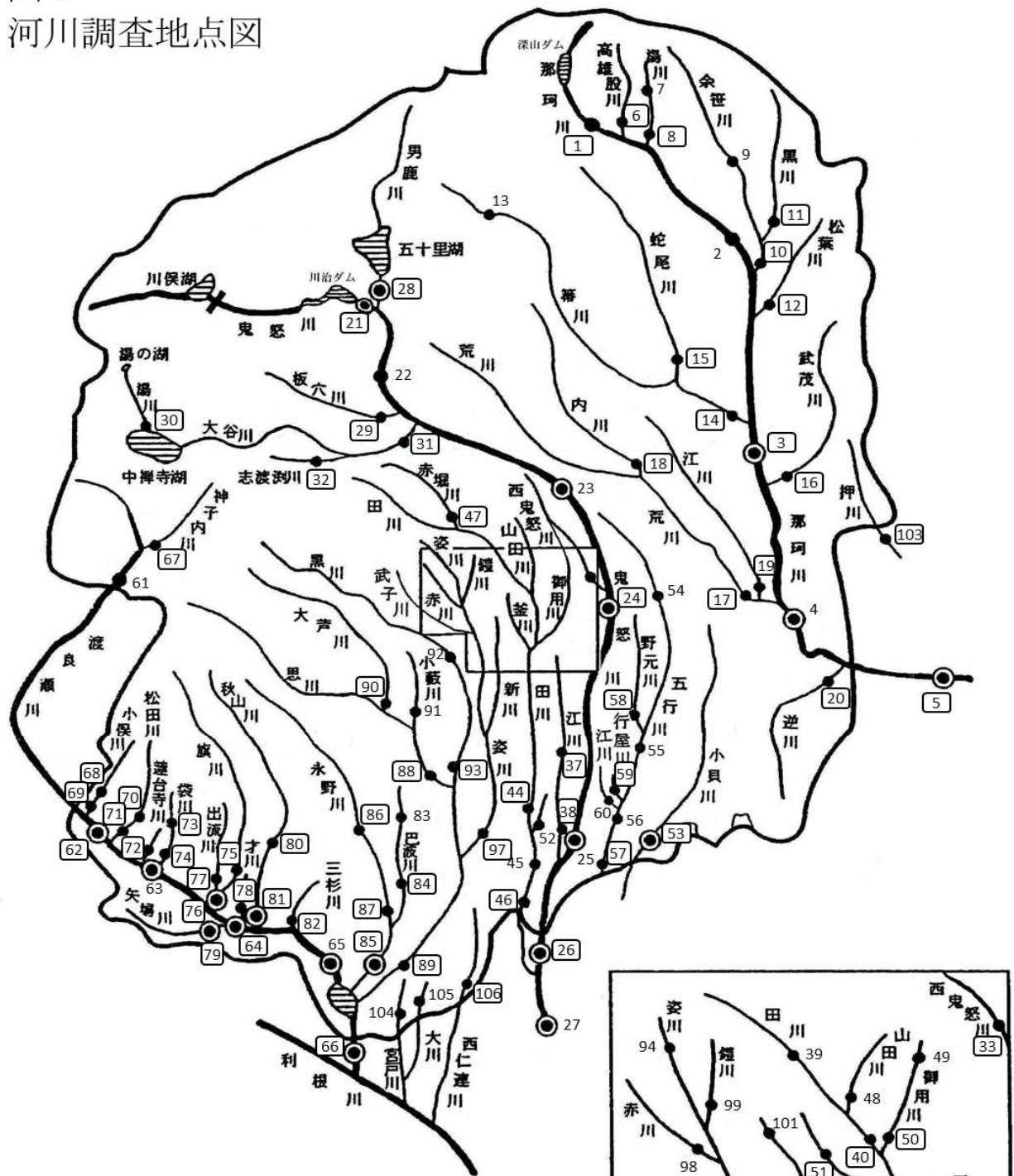
測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本工業規格(以下「規格」という)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2及び38.2又はK0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2及び61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.02	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注 ⁶)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3に定める方法又は47.4に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	環境基準告示付表7に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

3 地下水環境基準告示：平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図1
河川調査地点図

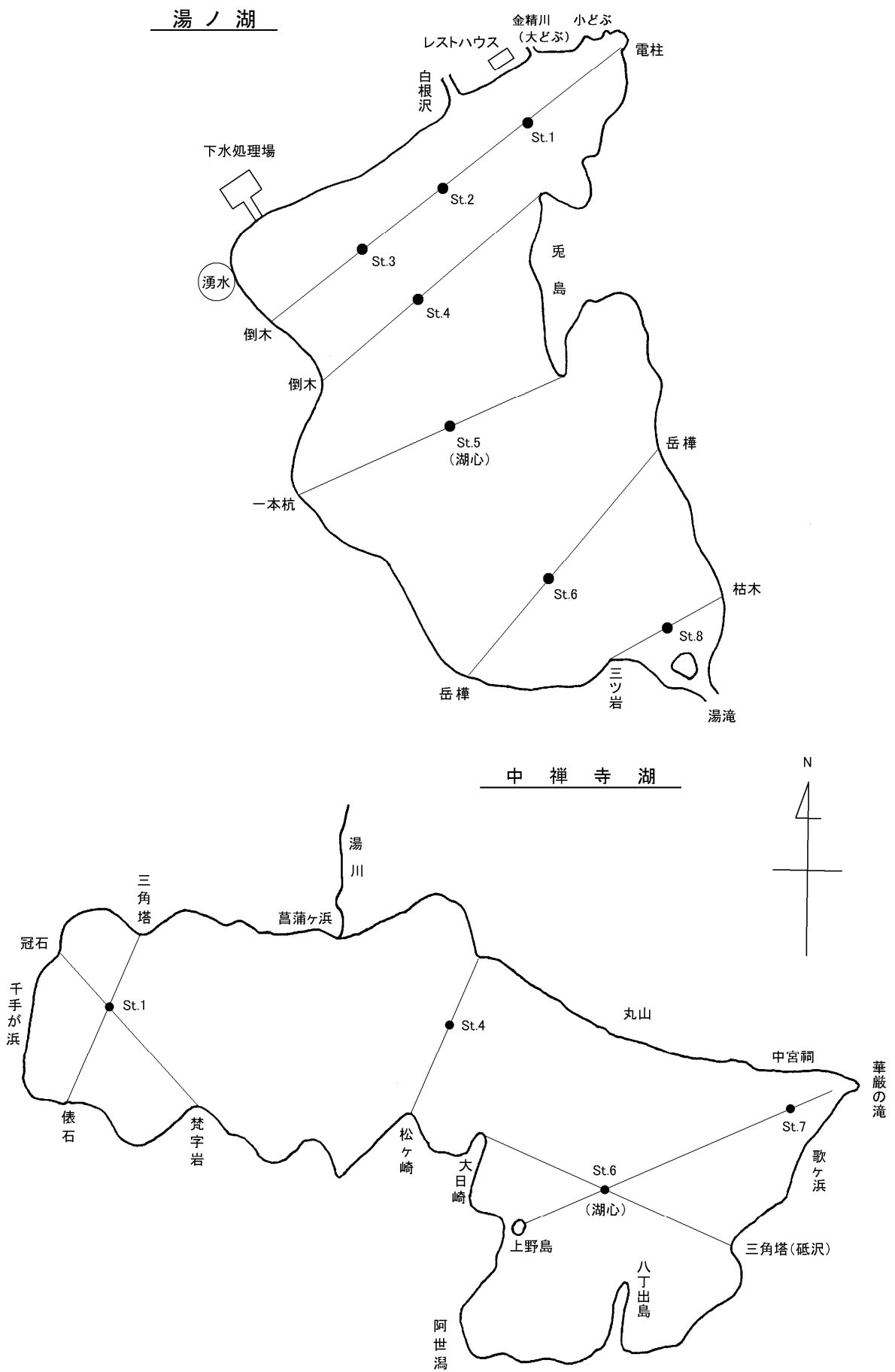


- 凡例
- 栃木県調査地点(64地点) (うち1地点は渡良瀬川上流水域調査分。)
 - ◎ 国土交通省調査地点(20地点)
 - 環境基準点(66地点) (48地点は栃木県調査地点、4地点は宇都宮市調査地点、14地点は国土交通省調査地点)

宇都宮市調査地点(21地点)

図 2

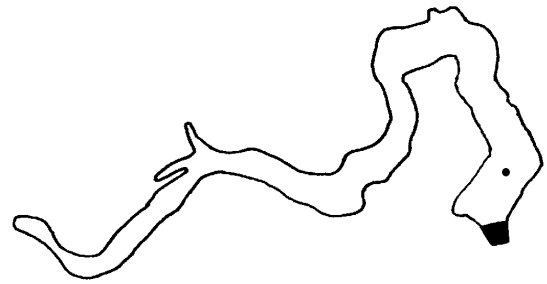
湖沼調査地点図



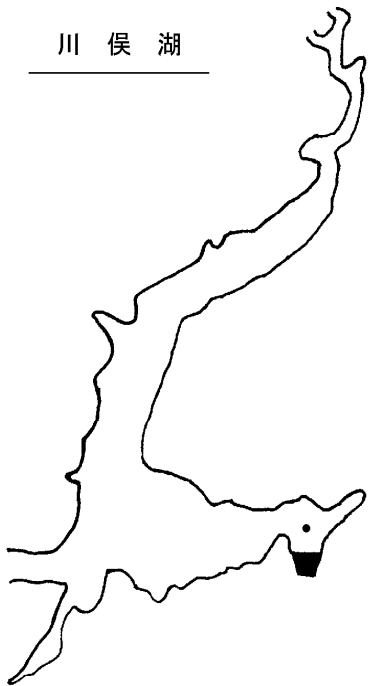
深山ダム貯水池



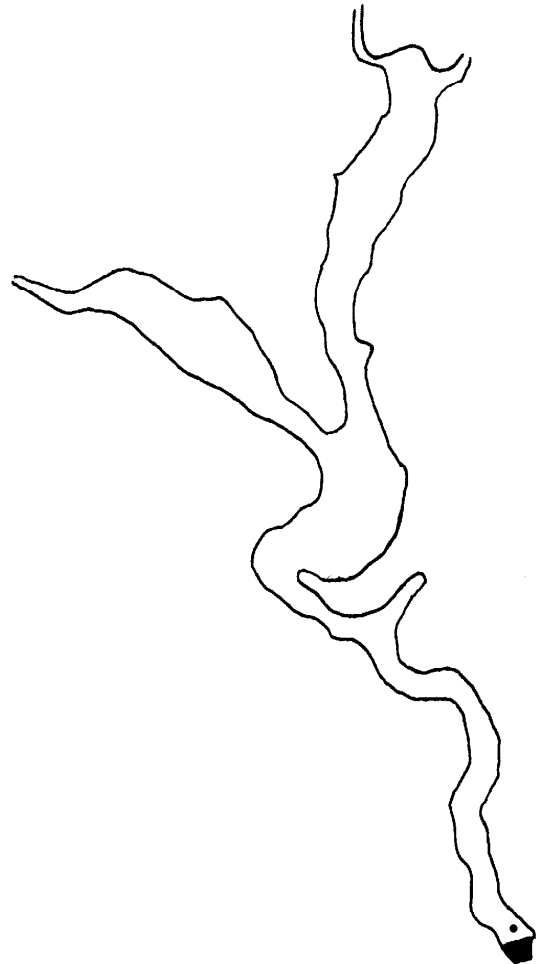
川治ダム貯水池



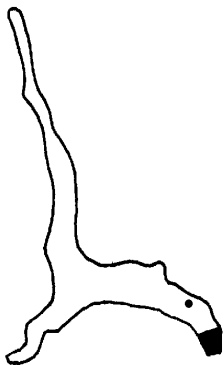
川俣湖



五十里湖

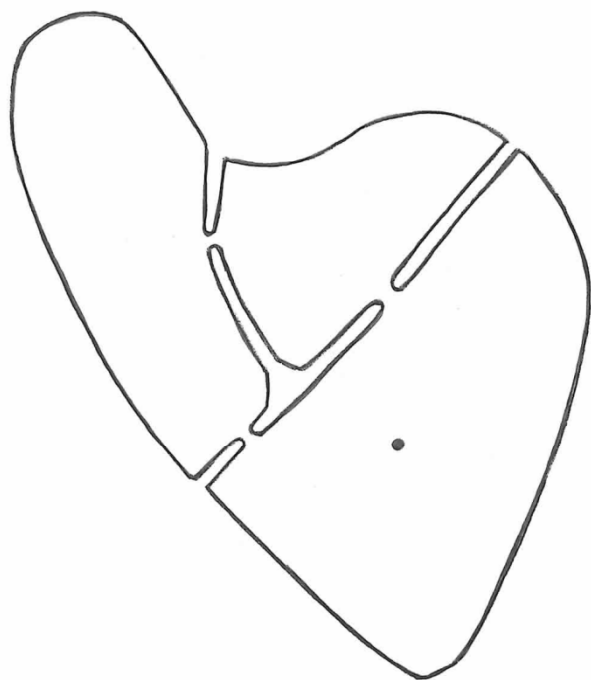


塩原ダム貯水池

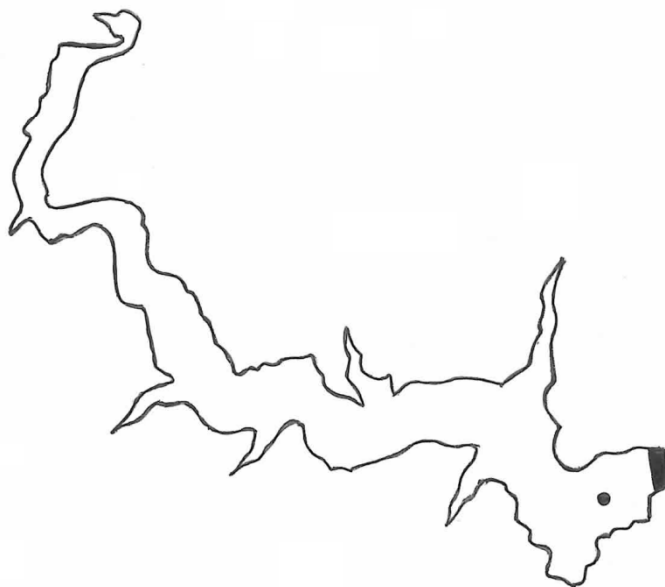


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）

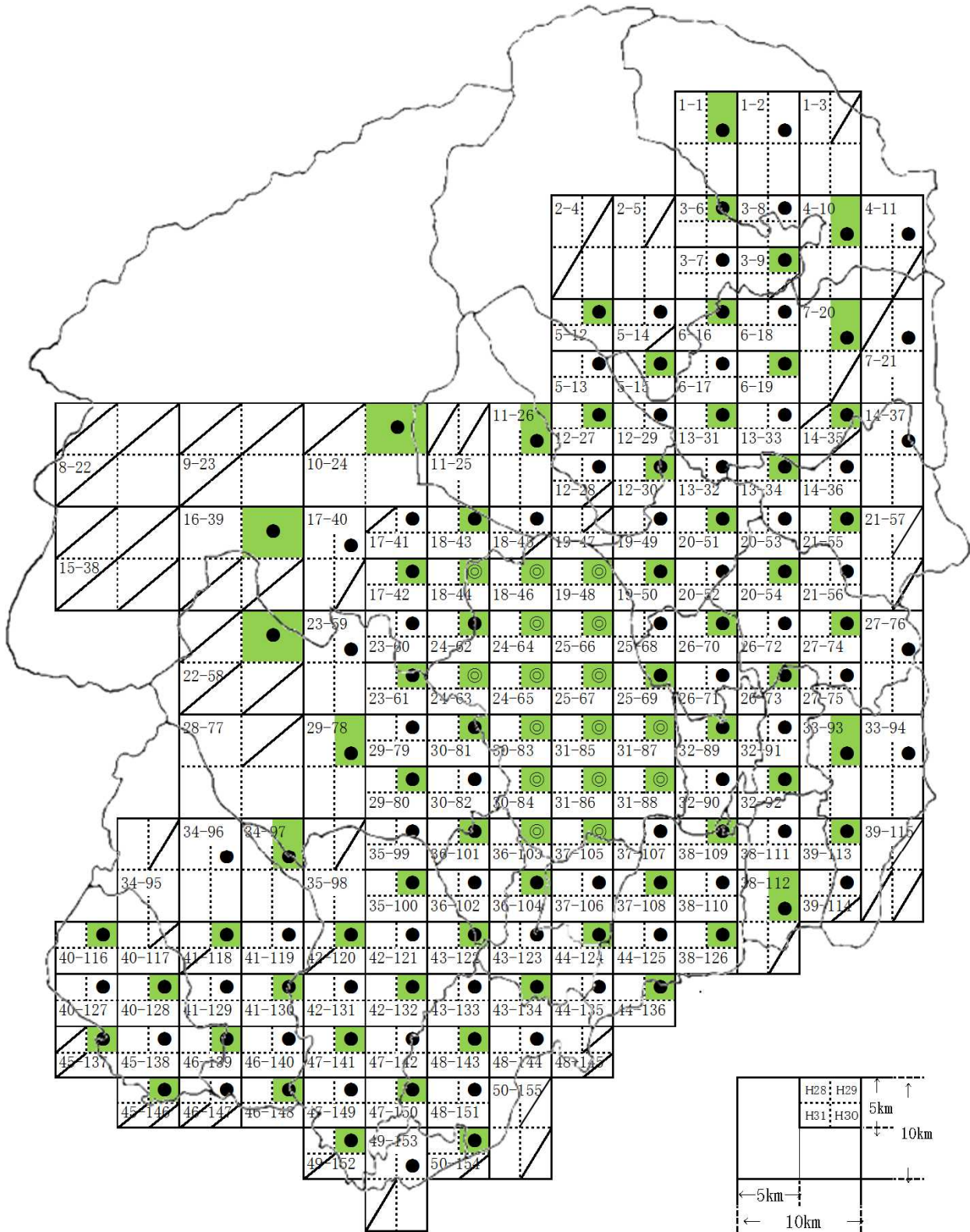


湯西川ダム貯水池



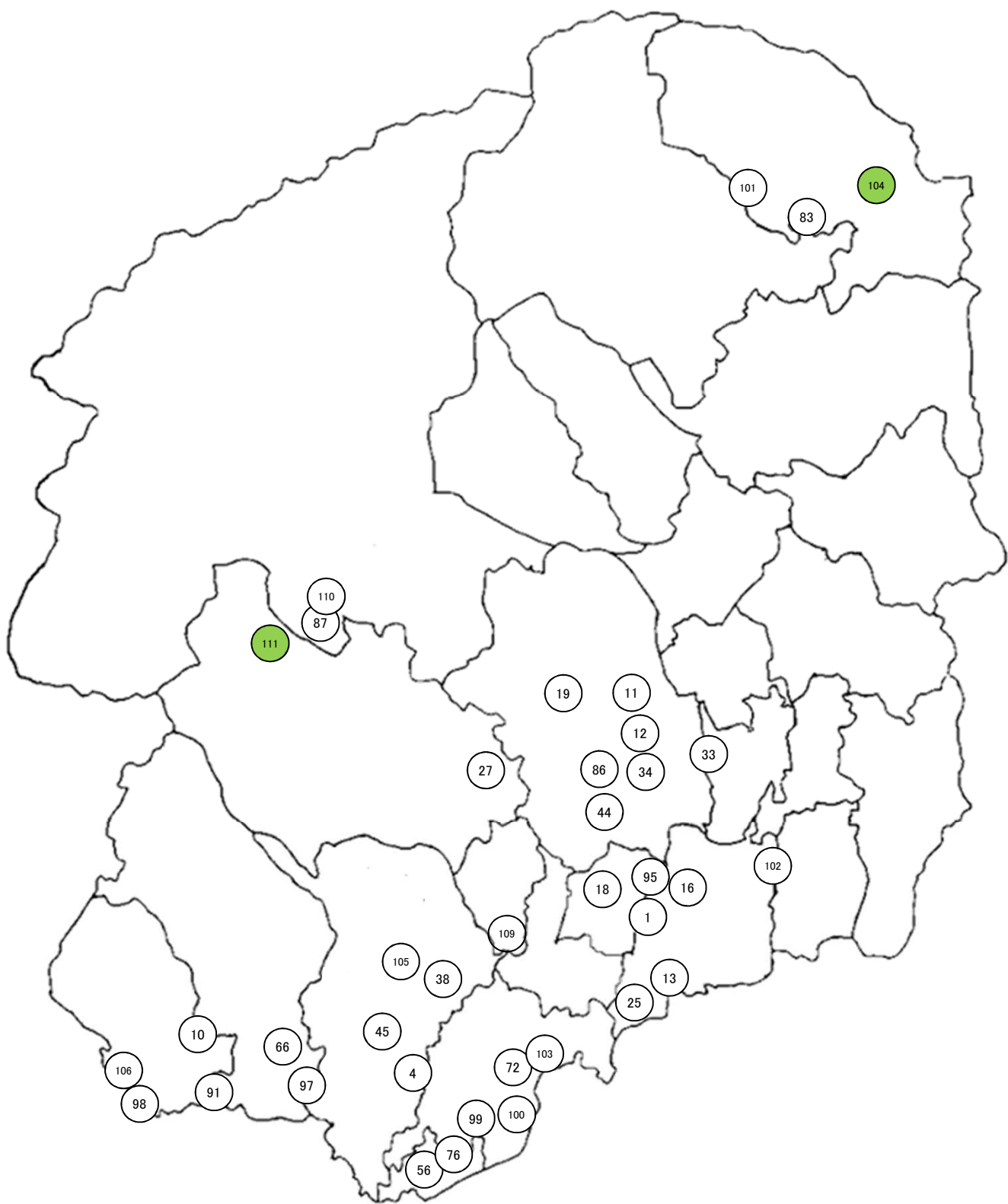
▼ : ダムサイト

図3-1 地下水調査地点図（概況調査）



- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo. (大メッシュNo. - 小メッシュNo.) を示す。
 4 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ●はA項目のみ調査するメッシュを示す。

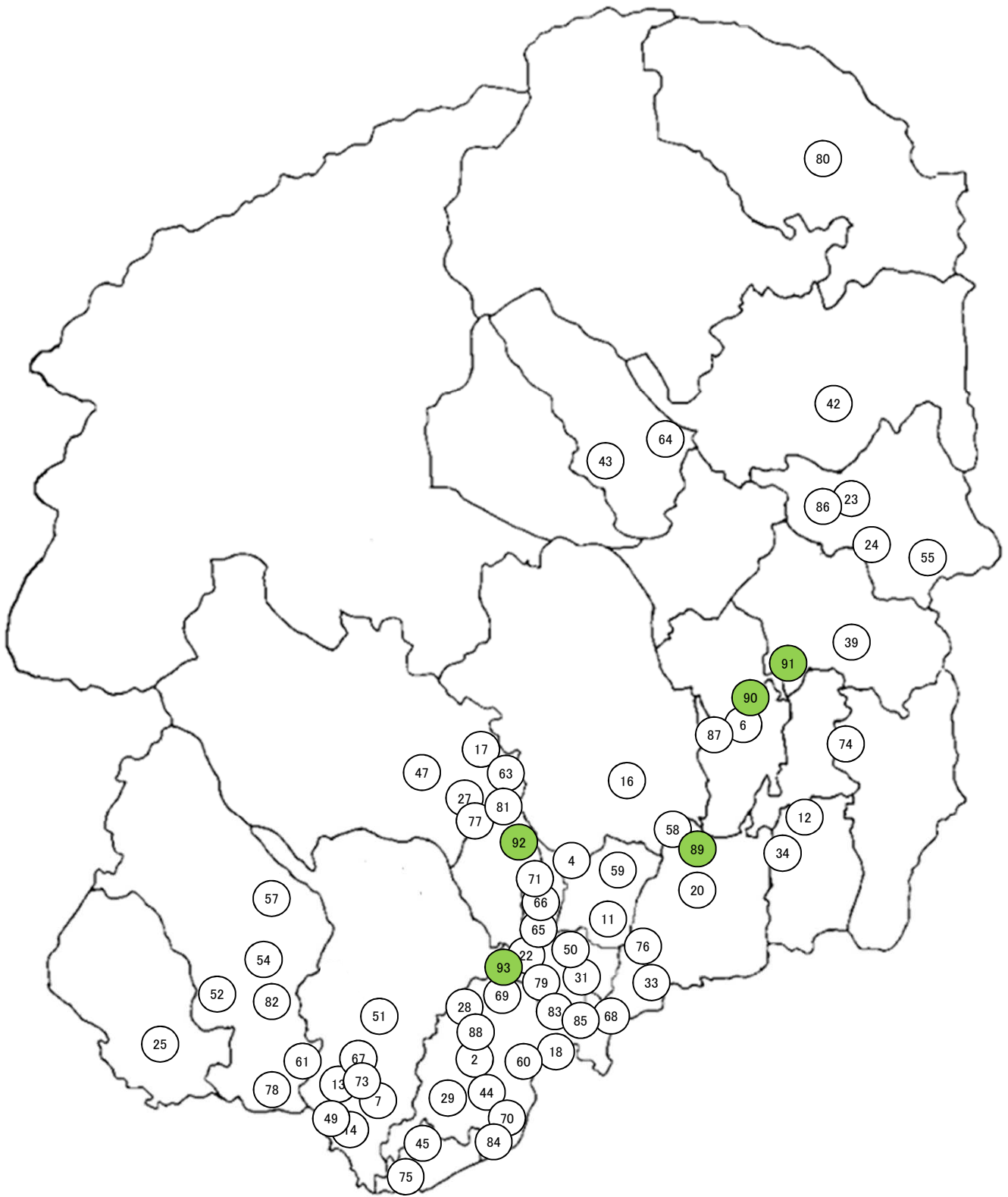
図3-2 地下水調査地点図
 (継続監視調査:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



※地図上の数字は別表-3の2(1)の測定地点No.と同じ
 (網掛けは、28年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水調査地点図

(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



※地図上の数字は表3-3の番号と同じ
(網掛けは、28年度に判明又は拡大した地点)